

別紙 2 土地利用事業に基づき設置する消防水利施設等の技術基準

(目的)

- 1 この基準は「裾野市土地利用事業に基づき消防水利施設等を設置するの基準」3及び5の規定に基づき、消防水利施設等の設置に関する技術基準について定める。

(協議事項)

- 2 消防水利施設等を設置する業者は、次の事項について消防長と協議しなければならない。
 - (1) 区域内に必要とする消防水利の位置について
 - (2) 設置する消防水利の種別と構造及び給水施設について
 - (3) 水利標識の設置及び位置について
 - (4) 消防水利の使用について
 - (5) はしご自動車等の活動を円滑にするための基準について

(協議の基準)

- 3 協議により設置する消防水利施設等の設置基準は、次のとおりとする。
 - (1) 消防水利の位置
 - ア 消防ポンプ自動車が安易に部署できること。
 - イ 原則として、幅員4メートル以上、勾配4パーセント以下の道路に接していること。
 - ウ 吸管投入が円滑に行われる構造及び地形であること。
 - エ 土地利用事業が行われる付近に、消防水利の基準に適合する既設消防水利がある場合は、これを考慮し消防水利を設置するものとする。
 - (2) 防火水槽の規格
 - 防火水槽は、別紙1「消防水利設置基準」に掲げる容量以上の地下式有蓋とし、規格は次のとおりとする。
 - ア 40立方メートル防火水槽の構造は、消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)第4条第2項に基づく国が行う補助対象となる消防施設の基準額第3条に定める防火水槽の規格によるものとし、20立方メートル級のものは、40立方メートル級に準ずること。
 - イ 水槽の構造材は、上載荷重、自重、土圧、及び浮力に対する強度を有し、耐久性があること。また、水密性に優れた一槽式のものを使用すること。
 - ウ 水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き地表面から、4.5メートル以内であること。
 - エ 吸管投入孔は、頂版部に1又は2の吸管投入孔を設け、原則として丸型とし、直径が60cm以上であり、消防ポンプ自動車安易に接近できること。
 - オ 吸管投入孔の蓋は、裾野市が採用している規格と同等の物を適用すること。
 - カ 吸管投入孔のおおむね直下に底設ピットを設け、その内寸法は一辺の長さ又は直径が60cm以上で、かつ、深さが50cm以上であること。

キ 防火水槽の給水設備については、250の管で引き込みとする。

(3) 消火栓の規格

消火栓の規格は、次のとおりとする。

ア 消火栓は裾野市が採用している規格を適用し、口径65mmとし管径75mm以上とすること。

イ 消火栓器具類一式を設置すること。

(4) その他の水利の規格

その他の水利（消火栓・防火水槽を除く）の規格は、次のとおりとする。

ア 水量は年間を通して、毎分1立方メートルの水を40分以上吸水可能な量とする

イ 河川を消防水利とするときは、堰の設置、低部の改修など必要な措置を講じ、水利権的に問題のないようにすること。

ウ 池、プールを消防水利とするときは、将来、移設、破壊等のないようにすること。

エ 消防ポンプ自動車が安易に部署できること。

オ 消防ポンプ自動車から消防水利の底面までの落差が4.5メートル以内であること。

カ 吸管投入直下に深さが、50cm以上の取水部を設けること。

(5) 水利標識等

消防水利には、水利標識を掲げるものとし、設置位置は、消防水利が安易に確認できる場所で、消防活動上支障のない地点とする。

ア 防火水槽の標識等

支柱による掲出及び支柱以外の掲出とし、寸法、規格等は別図1を標準とし、色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。

道路状況などにより困難な場合を除き、防火水槽から5メートル以内の位置に設置する。

防火水槽の蓋の外周囲より10cm離れた位置に幅15cmで黄色のマーキング表示すること。(別図2)

イ 消火栓の標識等

支柱による掲出及び支柱以外の掲出とし、寸法、規格等は別図3を標準とし、色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とする。

道路状況などにより困難な場合を除き、消火栓から5メートル以内の位置に設置する。

消火栓の蓋の外周囲より10cm離れた位置に幅15cmで黄色のマーキング表示すること。(別図4)

ウ その他の水利標識等

支柱による掲出及び支柱以外の掲出とし、寸法、規格等は消防法施行規則別表1の4を標準とし、色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし原則として反射塗料を用いるものとする。(別図5)

(6) 消防水利の使用

設置された消防水利については、消防隊が緊急時や訓練に使用することができる。

(7) 消防はしご自動車の定着場所

はしご自動車等の活動を円滑にするための基準は次のとおりとする。

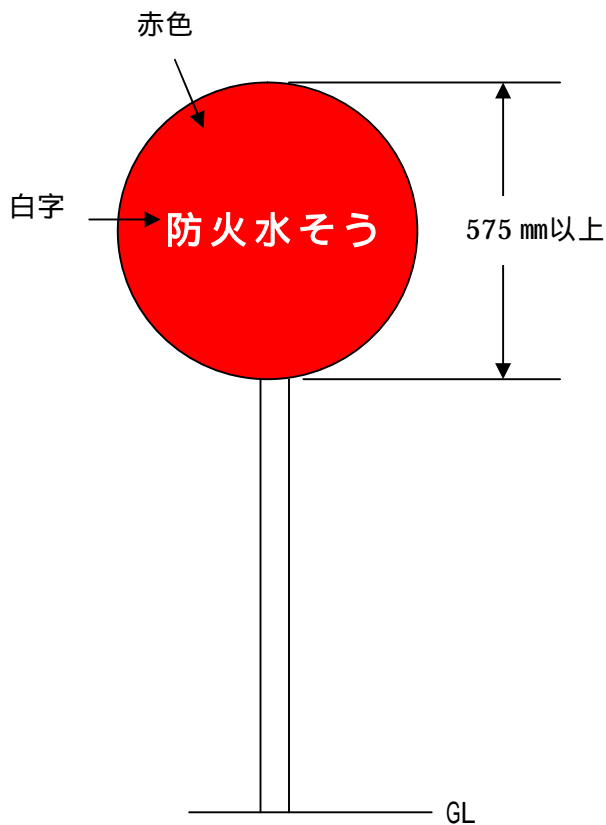
ア 区域内の予定建築物が地上4階以上又は、地上高12メートル以上の場合には当該建築物の周辺に、はしご自動車又はその他の消防自動車が部署できる着定場所（車両重量20トンに耐える構造とすること。）を確保すること。但し、当該建築物の周囲に、はしご自動車、その他の消防自動車が部署できる状態の道路（幅員4メートル以上）がある場合は、この限りでない。

イ 部署位置

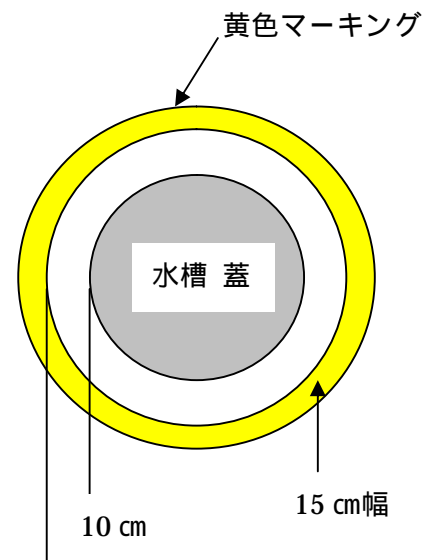
建築物の壁体に平行して8メートル以上の空地を設け、幅6メートル以上、長さ10メートル以上の部署位置を確保すること。

消防法第20条第2項に規定する消防水利の標識

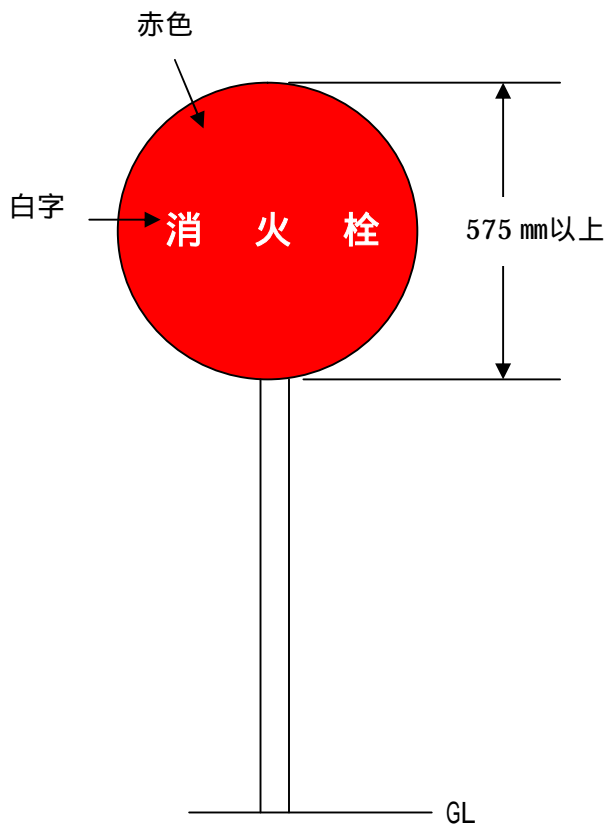
別図1



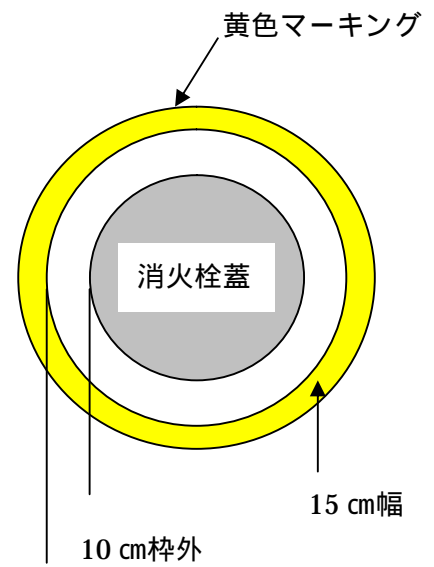
別図2



別図 3

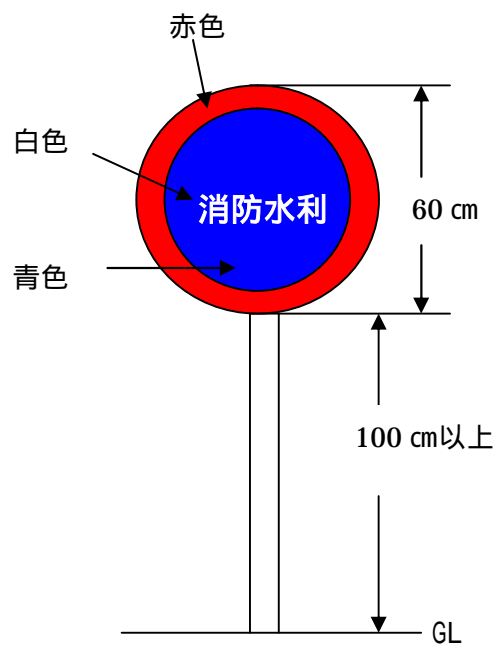


別図 4



消防法施行規則第 3 4 条第 2 項に規定する消防水利の標識

別図 5



参考

消防水利の基準を定める告示（抜粋）

昭和 39 年消防庁告示第 7 号

〔消防水利の給水能力〕

- 第 3 条 消防水利は、常時貯水量が 4 0 立方メートル以上又は取水可能水量が毎分 1 立方メートル以上で、かつ、連続 4 0 分以上の給水能力を有するものでなければならない。
- 2 消火栓は、呼称 6 5 の口径を有するもので、直径 1 5 0 ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が 1 8 0 メートル以下となるように配管されている場合は、7 5 ミリメートル以上とすることができる。
- 3 私設消火栓の水源は、5 個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第 1 項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

〔消防水利の配置〕

- 第 4 条 消防水利は、市街地（消防力の基準（平成 1 2 年消防庁告示第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の基準第 2 条第 2 号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。
- 2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は当該地域の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、1 4 0 メートル以下となるように設けなければならない。
- 3 前 2 項に定める配置は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

別表（第 4 条関係）

用途地域	平均風速	年間平均風速が 4 メートル毎秒未満のもの	年間平均風速が 4 メートル毎秒以上のもの
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域 (メートル)		1 0 0	8 0
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域(メートル)		1 2 0	1 0 0

備考

用途地域区分は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定するところによる。

参考

消防施行規則第34条の2（指定消防水利の標識）（抜粋）

- 1 消防長又は、消防署長は、法第21条第1項の規定により指定した消防水利（以下「指定消防水利」という。）には、当該指定消防水利へ消防車が安易に接近できる場所で消火活動上必要とする地点に、別表1の4に定める標識を掲げなければならない。ただし、当該指定消防水利が道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項に規定する道路をいう。）に接していない場所は、この限りでない。

附 則

この基準は昭和63年4月1日より適用する。

改正 平成12年4月